【会議録】令和８年度第１回問題協議会

令和８年９月１６日（水）

県庁防災新館４階４０７・４０８会議室

議事（１）子ども・若者をめぐる社会教育課の取り組みについて

（議長）

議事の1、「子ども・若者をめぐる社会教育課の取り組みについて」事務局から説明をお願いする。

（事務局）

まず、こども計画について説明する。こども計画は、こども基本法に基づき都道府県こども計画として制定された。やまなし子ども・子育てプラン、やまなし子ども貧困対策推進計画、及び、本課が所管していた、やまなし子ども・若者育成指針等の、関連計画、指針を包括し、子ども・若者施策、子育て支援施策、貧困対策及び、青少年健全育成施策を総合的かつ一体的に、推進するための基本計画として位置付けられている。すべての子どもを権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための計画として策定された。計画の期間は、令和 7 年度から 11 年度までの 5 ヵ年計画。子育て次世代サポート課が所管し、社会教育課をはじめとする、関係各課に進行管理を依頼する形で、毎年見直しが行われている。社会教育課では、「山梨県こども計画」の基本目標の一つである「良好な成育環境の確保」に関連する取組として、「青少年社会環境健全化推進キャンペーン」及び「ほっと！ネットセミナー」を実施している。

「青少年社会環境健全化推進キャンペーン」は、青少年が健やかに成長できる社会環境作りを推進するための啓発活動である。コンビニエンスストア、アミューズメント施設、酒類・たばこ販売店、インターネット関係事業者等を訪問し、「山梨県青少年保護育成条例」の周知及び青少年健全育成に向けた自主的な取組への協力を呼びかけている。県内全域を対象に毎年 2 回実施しており、令和 7 年度は富士河口湖町及び南アルプス市において実施した。

「ほっと！ネットセミナー」は、幼児・児童の保護者及び小学校高学年の児童を対象とした出前講座であり、ネットトラブルの防止、SNS 利用時の注意点、フィルタリングの活用、家庭におけるルールづくりなどをテーマとしている。動画視聴やワークを取り入れながら、インターネットの適正利用について学ぶ内容となっており、近年のインターネット利用の拡大に伴い、学校現場からのニーズも高まっている。令和 7 年度は 46 件の講座を実施した。

社会教育課では、これらの取組を通じて、青少年を取り巻く社会環境の健全化を図るとともに、子どもたちが安全・安心に成長できる環境づくりを推進している。

（議長）
ここまでで何か質問・意見はあるか。
（委員）
特になし。

議事（２）こども・若者をめぐる現状と課題について

（議長）
議事の２、「子ども・若者をめぐる現状と課題」について、事務局から説明をお願いする。
（事務局）
山梨県青少年総合対策本部においては、県内の子ども・若者の行動実態及び生活意識の特性を把握し、今後の青少年施策の推進に資する基礎資料を得ることを目的として、5 年ごとに「子ども・若者の意識と行動に関する調査」を実施している。令和 5 年度に実施した調査結果を基に、「学校生活に関する事項」、「居場所及び自己肯定感に関する事項」「インターネット利用に関する事項」の 3 つの視点から、子ども・若者を取り巻く現状と課題について整理した。
まず、学校生活に関する事項について、「先生は自分のことを理解してくれていると思うか」との設問では、平成 30 年度調査と比較して全ての年齢層において肯定的な回答割合が増加しており、教職員と児童生徒との信頼関係は改善傾向にあるものと考えられる。一方、「学校に行きたくないと思ったことがあるか」との設問については、前回調査と比較して減少傾向にあるものの、依然として約半数の児童生徒がそのような経験があると回答している。学校に行きたくない理由としては、「勉強が分からない」、「遊んでいたい」「部活動が嫌である」などが上位を占めており、特に学習面での困難や不安が、学校生活への意欲に影響を及ぼしていることがうかがえる。
次に、居場所及び自己肯定感に関する事項についでは、「リラックスして落ち着いて過ごせる場所」として、「自分の部屋」や「家庭」を挙げる回答が多く、家庭が重要な居場所となっている状況が認められた。一方で、4.2 %の子ども・若者が、「居場所がない」と回答している。そのような子ども・若者が求める場所として、「一人で何もせず過ごせる場所」、「ありのままの自分でいられる場所」、「自由に過ごせる場所」などが挙げられており、安心して過ごすことのできる居場所の確保が課題となっている。また、「自分には良いところがあると思うか」との設問では、約 8 割が肯定的な回答をしており、自己肯定感は比較的高い水準にあることが認められた。しかしながら、「現在悩み事がある」と回答した割合は約 6 割に上り、その内容としては、将来や進路、学業、仕事及び経済面に関するものが多く見られた。このことから、多くの子ども・若者が将来に対する不安を抱えている状況がうかがえる。
インターネット利用に関する事項については、利用率が 98.8 %に達しており、インターネットが、子ども・若者の日常生活に不可欠なものとなっていることが確認された。また、利用

時間については「2 時間以上 3 時間未満」が最も多いものの、「5 時間以上」と回答した割合も一割を超えており、長時間利用による生活習慣への影響が懸念される状況にある。利用目的としては、情報収集、娯楽及び暇つぶしが多くを占めている。SNS については、情報収集や連絡手段として活用されるだけでなく、人とのつながりを求める場として利用されている実態が認められた。一方で、SNS 利用者の約 4 分の一が「SNS 疲れ」を感じていると回答しており、その要因として、「無意識に長時間利用してしまう」、「他者と比較してしまう」、「速やかな返信を求められると感じる」などが挙げられている。SNS は利便性の高いコミュニケーションツールである一方、心理的負担やストレスの要因にもなり得ることが明らかとなった。

以上調査結果からは、教職員との関係性や自己肯定感には一定の改善傾向が見られる一方で、学習面への不安、安心して過ごすことのできる居場所の確保、将来への不安への対応、さらにはインターネットや SNS の適切な利用に係る支援などが引き続き重要な課題であることが示された。今後も、学校、家庭、地域及び関係機関か連携しながら、子ども・若者が安心して成長できる環境の整備及び支援の充実を図る必要がある。

(山梨県警　人身安全・少年課)

県内における少年非行の現状及び非行防止対策について説明をする。

少年非行は刑法犯少年、特別法犯少年及び不良行為少年に区分される。刑法犯少年は、窃盗、傷害、恐喝等の刑法に規定する犯罪を行った少年を指し、14 歳未満の者は触法少年、14 歳以上 20 歳未満の者は犯罪少年として取り扱われる。また、特別法犯少年は、覚醒剤取締法違反や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反など、刑法以外の法令に違反した少年を指す。不良行為少年については、飲酒、喫煙、深夜徘徊等の不良行為により警察の補導を受けた少年を指し、県内では喫煙及び深夜徘徊による補導が多くを占めている。これらの行為は、非行や犯罪へ移行する前段階として認識されており、警察においては早期の補導を通じた非行の未然防止に努めている。

近年は SNS 等を通じて募集される、いわゆる「闇バイト」に少年が関与し、特殊詐欺の受け子や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の実行役として利用される事案が全国的な社会問題となっている。県内においても、令和 7 年中の刑法犯少年の検挙人員は前年を上回る状況にあり、特に強盗等の凶悪犯や暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯について増加傾向が見られる。このため、警察では学校等において防犯教室や SNS 教室を実施し、闇バイトの危険性や SNS の適正利用に関する啓発活動を推進している。

少年非行の背景には、本人の資質や行動特性のみならず、家庭環境の問題、学校への不適応、孤立感の深まり、経済的困窮等の様々な要因が複合的に関係している。また、SNS の普及により交友関係が地域を越えて広がり、行動範囲の拡大や非行集団との接触機会の増加につながっている実態もある。これらの状況を踏まえ、警察においては引き続き補導活動、防犯教室及び非行防止教室等の取組を推進すると共に、少年非行の未然防止及び再発防止に向けては、教

育、福祉、医療等の関係機関が連携し、問題を抱える子ども及び家庭に対する支援や生活環境の改善を図ることが重要である。

少年の健全育成及び非行防止を効果的に推進するため、関係機関相互の一層の連携と協力をお願いしたい。

（議長）

事務局から、「子ども・若者の意識と行動に関する調査」の結果を踏まえ、学校生活、居場所・自己肯定感及びインターネット利用に関する現状と課題について説明があった。また、警察本部から、県内における少年非行の現状及び課題について説明があった。

今後の子ども・若者施策の推進に向けた参考とするため、各委員それぞれの立場から見た子ども・若者を取り巻く現状や課題等について意見を伺いたい。

（委員）

青少年育成カウンセラー会では、県民会議や市町村民会議と連携しながら県内各市町村において青少年の健全育成を目的とした活動を行っている。活動内容は地域ごとに異なるが、青少年の居場所づくりは重要な取組の一つとなっている。今回の説明を受け、特に居場所及び自己肯定感に関する事項について関心を持った。調査結果では、「居場所がない」と感じている子ども・若者が一定数存在しており、この状況は重く受け止める必要があると考える。カウンセラー会の研修で、青少年の居場所づくりに取り組む NP0 法人等の実践事例について学ぶ機会があった。活動事例では、高校生を中心とした多くの子ども・若者が集い、地域の大人との交流や相談、ボランティア活動等を通じて安心して過ごせる場が提供されていた。また、そのような場が自己有用感や主体的な活動につながっている様子も見受けられた。各地域において居場所づくりの取組が進められているが、そのような場を必要としている子ども・若者は、想像以上に多いと感じている。今後も、安心して過ごせる居場所づくりの充実が重要であると考える。

（委員）

青少年協会においては、愛宕山こどもの国及び八ヶ岳少年自然の家の指定管理業務を通じ、子ども・若者の健全育成に取り組んでいる。そうした中で、自己肯定感及びインターネット利用に関する課題について感じることがある。スマートフォンやインターネットの普及により、子ども・若者の実体験の機会が減少しているのではないかと感じる。本来は、子ども・若者が多様な人々との交流や協働を通じて、自らの長所や可能性を発見し、自己肯定感を育むことが重要である。そのため、協会では、様々な体験活動の機会を提供し、試行錯誤を重ねながら協調性や主体性、積極性といった非認知能力の育成に取り組んでいる。さらに、学校生活に関しては、不登校は増え続け、暴力行為は 5 年前よりも 1.7 倍に増加しているとの報道もある。コロナ禍におけるマスク着用や黙食などの生活環境の変化が、子どもたちのコミュニケーション能力や対人関係の形成に影響を及ぼした可能性があるとのことだった。こうした状況を踏まえ、

子どもたちに対し、大人が関心を持ち見守っていることを伝えることが重要であり、「気にかけてもらっている」という安心感が健全な成長につながるのではないか。あいさつや声かけ運動などを通じ、地域全体で子どもたちを見守る取組を推進し、大人が見ている、気にかけていることを、子ども・若者に伝えていきたい。

（委員）

子ども・若者の「居場所」については、家庭や学校以外の「第三の居場所」から考える必要がある。まず、「権利」の観点からは、子ども・若者が安心して過ごすことができ、何もせずにいられる場所、自分を否定されない場所、ありのままの自分でいられる場所を持つことは、本来保障されるべき権利である。韮崎市においては、令和 6 年度に制定された子どもの権利に関する条例の中て、安心して過ごせる居場所の確保について、明記されている。こうした、子どもの権利を明確に規定した条例は未整備の自治体もあることから、権利保障の観点に立った環境整備を進める必要がある。

次に、「カバー率」の観点からは、第三の居場所については、子ども・若者が保護者の送迎に頼らず自ら通うことができるよう、中学校区ごとに少なくとも一か所程度整備されることが望ましい。県内においては、こうした居場所の整備は十分とは言えず、今後設置箇所を拡充することにより、利用できる子ども・若者の割合を高めていく必要がある。韮崎市で運営されている第三の居場所「ミアキス」ては、中学生及び高校生の利用率が 66.4%と高い実績を上げており、子ども・若者にとって居場所に対するニーズが高いことがうかがえる。

子ども・若者が必要と感じた際に、誰もが利用できる第三の居場所を確保し、その利用機会を拡大していくことが重要である。

（委員）

保護者の目線から意見を述べる。私の子ども達の小学校では、スマートフォンを低学年ぐらいから持ち出し、卒業式には持ってない方が数える程度ぐらいの所持率になっていた。一方で、学校において SNS の利用方法やリスクについて体系的に学ぶ機会は必ずしも十分ではなく、利用に当たっては各家庭の判断に委ねられている部分が大きいと感じている。

SNS の普及に伴い、SNS 上での仲間外れや人間関係のトラブルが発生し、それが学校生活にも影響を及ぼす事例が見受けられることもあった。 こうした問題への対応については、学校において話し合いの場を設けるなどの取組が行われているものの、そのことが、教職員の負担を大きくしているようにも思う。

PTA 活動等を通じて、子どもの健全育成は学校のみで担うものではなく、保護者、地域、行政等か、連携しながら取り組むべき課題であることを実感した。その上で、学校任せにするのではなく、保護者や地域社会がそれぞれの立場で子どもたちを見守り、支えていくことが重要である。

（委員）

こども園では、0 歳から 6 歳になる子ども達を預かっている。保護者の多くがフルタイムで働いており、迎えが 19 時を過ぎることも多く、多くの園児がこども園で長時間過ごしている。家庭においても保護者が多忙な状況にあることから、幼少期から動画配信サービスやタブレット端末等に触れる機会が増えている。子どもたちはインターネットやデジタル機器に慣れ親しんでいる一方で、その利用状況については保護者自身の利用実態とも深く関係している。こうした状況を踏まえ、園においては自然体験や遊びを中心とした実体験を重視し、主体的に考え行動する力や、自らを律する力を育むことに努めている。

自己肯定感の基盤となる愛着形成は重要である。特に乳幼児期においては、子どもが「自分は愛されている」と実感できるアタッチメントなどの関わりを大切に保育している。さらに、保護者との信頼関係の構築や相談しやすい環境づくりにも注力している。子育てに関する不安や悩みを抱え込まないよう支援を行っている。近年は、市町村や児童相談所等の関係機関と連携しながら対応する事案も増加しており、家庭への支援の重要性が高まっている。

協議会に参加し、子ども・若者の健全育成に向けて、多様な関係機関が連携しながら課題の共有や支援に取り組んでいることを改めて認識した。今後も情報共有や連携を図りながら、子どもたちの成長を支えていくことが重要である。

（委員）

調査結果において、「自分にはよいところがあると思うか」との設問に対し、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合が約 80%であった。これは、自己肯定感の高まりを示す望ましい傾向である。

高等学校では、企業、行政、大学、小・中学校等との連携による探究学習や地域課題の解決に向けた取組など、地域と関わる教育活動を実施している。 こうした活動は、生徒の興味・関心を高めると共に、主体的な学びにつながっている。一例として本校では、高校生と中学生が共にものづくりに取り組む機会を設けている。高校生は、中学生への説明や共同作業を通して、自らの学びを深めるとともに、責任感や達成感を感じるとともに、中学生から肯定的な評価を受けることで、自信や意欲の向上に繋がっている。中学生にとっても、高校生から学びながらものづくりを体験することが、興味・関心を広げる機会となっており、相互に学び合う活動につながっている。

このような地域との関わりを通じて、生徒の自己肯定感や自己有用感が育まれていることを実感している。

今後も地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、地域住民による見守りや声掛けなど、地域全体で子ども・若者の成長を支える環境づくりを推進していく必要がある。

（委員）
小学校現場において特に危機感を抱いている課題として、インターネット利用の長時間化と、それに伴う生活習慣の乱れや家庭における関わりの希薄化が挙げられる。夜遅くまでゲームや動画視聴を行うことで朝起きられない、登校しても意欲的に活動できない児童が見受けられる状況にある。
また、スマートフォンの所持率は高学年を中心に非常に高く、本校においては 6 年生全員が所持している状況にある。これに伴い、多くの学校でＬＩＮＥ等によるトラブル、ゲーム課金、SNS を通じた見知らぬ相手との接触などの問題が小学校段階から発生している。学校では、学習用端末の利用に関するルールの徹底や、「ほっと!ネットセミナー」、警察による講話、「GIGA ワークブック」の活用、家庭における利用ルールづくりの呼びかけなどに取り組んでいるが、スマートフォン利用の主体は家庭にあることから、学校の指導のみでは対応が難しい課題である。
さらに、家庭における対話不足についても懸念している。家庭環境や養育上の課題を抱える児童への対応に学校現場が苦慮している。居場所や安心できる人間関係を求める中で不適切な交友関係や非行につながることを危惧している。
こうした課題を踏まえ、「 家庭におけるスマートフォン利用のルールづくりや親子の対話を促進するための家庭啓発の強化 」「信頼できる大人と出会える地域の居場所づくりの推進」「学校、福祉、関係機関等による迅速かつ継続的な情報共有・連携体制の強化」の 3 点に注力していく必要がある。
一方で、子ども達の多くは生活の中て幸福感を感じており、将来の夢や目標を持っているとの調査結果も紹介された。その上で、子どもたちの健全な成長を支えるため、学校をはじめ関係機関が連携し、それぞれの立場から役割を果たしていくことが重要である。
（委員）
初めに、多くの学生が意欲的に学び、真摯に学修に取り組んでいる。その前提の上で大学生の傾向や、課題に感じていることを述べさせてもらう。
私が考える課題は 2 点ある。1 点目は、即時的な報酬刺激を得られる活動が増えていることだ。近年は SNS やオンラインゲームなど、短時間で達成感や満足感を得られる活動が広がっており、じっくり考えたり時間をかけて成果を得たりする大学での学びとの間にギャップを感じる学生もいるのではないかと考えている。
2 点目は、他者からの評価や承認を重視する傾向が見られ、それらを自己評価の拠り所としている学生も少なくないことである。高校までの学習環境と異なり、大学では正解のない課題や主体的な学びが求められることから、その変化に戸惑い学修意欲を失う学生も見受けられる。そのような場合、自分が必要とされていると実感できるアルバイト先等に居場所を求め、大学よりそちらを優先してしまうこともある。

若者の自己肯定感や居場所意識を育むためには、地域や社会の中で役割を担い、自分の力を発揮したり、他者とのつながりを実感したりする経験が重要である。加えて、若者支援においては、大人が一方的に指導するのではなく、若者を対等な存在として尊重しながら関わる姿勢が重要であり、地域の中で役割や活躍の機会を提供することが必要である。

最後に、子ども・若者の健全な成長を支えるためには、若者だけではなく、大人も自らのウェルビーイングを意識し、良きロールモデルとして関わっていくことが重要である。

（委員）

ラジオ番組を作っていると、番組に寄せられる便りが変化しきていると感じる。以前は、ハガキ職人という人がいて、同じリスナーを楽しませるような意図もあって、送ってきてくれるコンテンツになっていた。最近は、自分が今日何したなどの内容が多く、それを読まれると喜ぶという傾向がある。承認欲求は子どもだけのことではなく、日本全国、全ての人にこのような形での承認欲求の満たされ方が進んでいるように感じている。

SNS の普及により、他者との比較が容易になったことで、若者が自分と他者を過度に比較し、不安や焦りを感じる場面が増えているのではないかと思う。そのことが、様々な悩みや生きづらさにつながっている可能性がある。一方で地域の居場所においては、NPO 法人の活動などで、同世代だけでなく、異なる世代の人々と交流する機会があり、自分自身の立ち位置や役割を実感することができるとの話があった。こうした場は、若者の健全な成長や自己理解を促す上で重要な役割を果たしていると考えられる。

地域における居場所づくりの取組は山梨県の強みの一つであり、そのような活動や機会について広く周知し、活用につなげていくことが重要である。

（委員）

先程の調査結果では、自身の将来や進学、勉強、仕事に関する悩みが多く挙げられていた。これは、学校が生活の中心的な居場所となっていることが背景の一つてはないかと思う。また、家庭や学校以外の居場所が少ないことも課題である。特に高校生までの年代では、自ら居場所を選択し見つける機会が限られている。さらに、子ども食堂などの地域資源が居場所として十分に活用されていない現状もある。居場所づくりと共に、利用促進に向けた取組が必要である。

インターネット及び SNS については、幼少期からの利用が当たり前となる中で他者との比較による SNS 疲れや自己肯定感への影響が懸念されることから、適切な利用方法について継続的な啓発が必要である。また、悩み相談については、相談窓口の存在を知っていても利用に至らない場合があるため、相談の流れや対応内容を分かりやすく周知することにより、利用への心理的負担を軽減できるのではないかと思う。

学校生活の中では、不登校児童生徒への支援に着目した。学習面での不安を抱える子どもが多いということなので、地域における学習支援の場の充実が有効だと感じた。

最後に、少年非行の防止に関しては、大学生世代が中高生にとって身近な先輩世代としてよ

き手本となり、相談相手や支援者として関わっていくことも有効ではないかと思う。そうした支援体制に大学生等が関わっていければいい。

（委員）

家庭裁判所においては、19 歳以下の者が起こした犯罪を少年事件として審理している。非行事実のみならず、少年の生育歴や家庭環境、生活状況等を含めた調査を実施し、それぞれの少年の状況に応じた処遇の検討を行っている。

本日の事務局の説明や各委員からの意見を通じて、地域における子ども・若者を取り巻く現状や課題について理解を深めることができた。その上で、家庭裁判所としては、地域の実情を踏まえながら、非行の再発防止の観点から、今後も適正な少年審判手続の実施に努めていきたい。

（議長）

各委員より、それぞれの立場で、子ども・若者をめぐる現状と課題について意見をいただいた。これまでの意見を踏まえ、今後の施策の方向性等を含め、追加の意見はあるか。

（委員）

県議会において、従来の「山梨県子ども・子育て支援条例」と「山梨県こども条例」を統合し、令和 8 年 4 月から「やまなしこども基本条例」を施行した。同条例では、いじめ、虐待、貧困、孤立、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化する子どもを取り巻く課題に一体的に取り組むこととしており、今後も条例の趣旨を踏まえながら施策の充実や見直しを進めていく。

条例では、依存対策についても述べている。インターネットにも依存の危険性はある。犯罪被害防止の観点からも、関係機関が連携しながら継続的に取り組む必要がある。

また、居場所づくりについては、行政や支援団体につながることができる子どもだけでなく、支援につながりにくい子どもへの対応も重要であり、警察や関係機関と連携しながら支援の在り方を検討していく必要がある。加えて、少年事件や重大事案については、個別事案への対応にとどまらず、その背景にある家庭環境や社会的要因にも目を向け、再発防止や子ども・若者支援につなげていくことが重要である。

（委員）

子どもたちを取り巻くインターネットや SNS 等の環境が大きく変化する中で、小学生の段階から多くの児童がスマートフォンを所持している現状がある。情報モラルや情報リテラシーに関する教育の重要性が一層高まっている。こうした課題への対応については、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体で子ども達を見守り、支えていくことが重要である。

さらに、山梨県の子どもたちは自己肯定感が比較的高い傾向にあり、その背景には、少人数教育の推進や教職員によるきめ細かな指導、地域住民による見守りなどがある。今後も、こうした山梨県の特色を生かした教育環境づくりを進めていく必要がある。

探究的な学びを通じて、子ども達が地域や社会の課題を自ら考え、主体的に学ぶ機会を充実

させることが重要であり、そのためには学校と地域が連携し、多様な大人との関わりや学びの機会を提供していくことが必要である。

　不登校対策については、現在、検討組織を設置し取組を進めているところであり、今後はNPO、フリースクール、子ども食堂等の関係団体とも連携しながら、不登校児童生徒に対する支援や居場所づくりを推進していくことが重要である。

（議長）

　各委員から、子ども・若者を取り巻く現状や課題について、それぞれの立場から大変貴重な意見が述べられた。本日出された意見について、今後の子ども・若者施策の推進に当たっての参考としていただきたい。

議事（３）「その他」について

（議長）

　議事の３、その他について事務局、委員から何かあるか。

（委員）

特になし

（議長）

　以上で、議事を終了する。